

屋外広告業登録制度の手引き

八戸市

平成29年1月

【問合せ先】

八戸市まちづくり文化スポーツ観光部 まちづくり文化推進室

まちづくり支援グループ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

TEL 0178-43-9425

FAX 0178-41-2302

E-mail machi@city.hachinohe.aomori.jp

目 次

1 屋外広告業の概要

- (1) 屋外広告業とは - - - - - 3
- (2) 登録の有効期間 - - - - - 3
- (3) 業務主任者の選任 - - - - - 3
- (4) 登録の拒否 - - - - - 3
- (5) 登録の取消・営業の停止について - - - - - 4
- (6) 青森県の登録を受けているかたに関する特例 - - - - - 4

2 屋外広告業登録申請等の手続き

- (1) 登録（新規・更新）申請 - - - - - 5
- (2) 登録事項変更の届出 - - - - - 6
- (3) 廃業等の届出 - - - - - 7

3 屋外広告業特例届出等の手続き

- (1) 特例屋外広告業の届出 - - - - - 8
- (2) 特例屋外広告業届出事項の変更届出 - - - - - 8
- (3) 特例屋外広告業の廃業等届出 - - - - - 8

4 屋外広告業登録後の注意事項

- (1) 標識の掲示 - - - - - 9
- (2) 帳簿の備付け - - - - - 9
- (3) 立入検査等 - - - - - 9

1 屋外広告業の概要

(1) 屋外広告業とは

屋外広告業とは、屋外広告物の広告主など第三者から屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う営業をいい、八戸市内で屋外広告業を営もうとする場合、市内に営業所を有しているかどうかにかかわらず、登録が必要となります。元請け、下請けといった立場の違いは問いません。なお、設置工事を請け負わない広告代理業や広告物の印刷、製作を行うだけの場合は屋外広告業には該当しません。

(2) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。ただし、特例届出によって登録されているかたは青森県の屋外広告業の登録有効期間満了日までとなりますのでご注意ください。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、更新の手続きが必要です。

(3) 業務主任者の選任

登録を受けようとする場合には、一定の資格を有する業務主任者を、営業を行う営業所ごとに選任しなければなりません。必ずしもその営業所に専任の者であることは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事し得る者でなければなりません。

【業務主任者となることができる資格】

- ・登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
- ・都道府県、指定都市又は中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- ・広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

【業務主任者の主な業務】

- ・法令の規定の遵守に関する事
- ・広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関する事
- ・帳簿の記載に関する事

(4) 登録の拒否

次の事項に該当する場合は、登録することができません。

- ・登録を取り消された日から2年を経過しない者
- ・法人が登録を取り消された場合において、登録を取り消された日前30日以内にその法人の役員であった者で、2年を経過しないもの
- ・営業の停止を命じられ、その期間が経過しないもの
- ・屋外広告物法に基づく条例（他の自治体条例を含む。）又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑罰を受け、その刑の執行が終わってから2年を経過しない者
- ・未成年者又は法人が申請する場合で、その法定代理人又は法人の役員が上記のいずれかに該当する者がいるとき
- ・営業所ごとに業務主任者を選任していない

(5) 登録の取消・営業の停止について

屋外広告業者が次の事項に該当した場合は、登録を取り消すか、6か月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命じることがあります。

登録の取消し等の処分を受けると、屋外広告業者監督処分簿へその処分の内容等が登載され、一般の閲覧に供されます。

- ・ 偽りその他不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
- ・ 登録拒否事項のいずれかに該当することとなったとき
- ・ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ・ 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき

(6) 青森県の登録を受けているかたに関する特例

青森県の屋外広告業の登録を受けているかたは、その旨を八戸市に届出することで、八戸市の登録を受けたものとみなし、八戸市内で営業することができる、特例届出制度を導入しています。この特例届出に手数料はかかりません。

2 屋外広告業登録申請等の手続き

(1) 登録（新規・更新）申請

●申請期限

新規申請の場合・・・随時

更新申請の場合・・・登録の有効期間が満了する日の30日前まで

●登録の有効期間

5年間

●手数料

新規、更新とも10,000円

●提出書類

【屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類一覧】

書類の名称		申請者の区分			備考
		法人	個人	未成年者	
屋外広告業登録申請書（第16号様式）		○	○	○	
誓約書（第17号様式）		○	○	○	登録拒否事由に該当していないことを誓約する書類
登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）		○	—	—	6ヶ月以内に発行のもの コピー不可
住民票の写し	申請者	—	○	○	6ヶ月以内に発行のもの コピー不可
	法定代理人	—	—	○	
	法人役員 (役員全員)	○	—	—	
	業務主任者	○	○	○	
業務主任者の資格を証する書面※の写し		○	○	○	

※八戸市内で営業を行う営業所ごとに選任された業務主任者の資格を証する書面の写しは下記のいずれかになります。

- ・屋外広告士合格証書、屋外広告士登録証
- ・屋外広告物講習会修了証書
- ・広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許証、技能検定合格証書又は職業訓練課程修了証

(2) 登録事項変更の届出

●届出要件

次の登録事項の変更があったとき。

【法人の場合】法人の名称及び所在地、代表者の氏名、役員の名、営業所の名称及び所在地、業務主任者の氏名

【個人の場合】商号及び氏名・住所、営業所の名称及び所在地、業務主任者の氏名

●届出期限

変更があった日から30日以内

●手数料

なし

●提出書類

・屋外広告業登録事項変更届出書（第19号様式）

・添付書類

※登記事項証明書及び住民票の写しは6ヶ月以内に発行のもの

【添付書類一覧】

法人・個人	変更事項		添付書類
【法人の場合】	法人の名称及び所在地		①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	法人の代表者氏名	現役員→代表者	①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
		新役員→代表者	①登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ②住民票の写し ③誓約書（第17号様式）
	法人の役員氏名	就任の場合	①登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ②住民票の写し ③誓約書（第17号様式）
		退任の場合	①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	営業所の名称及び所在地		①登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （※商業登記の変更を必要とする場合のみ）
	業務主任者の氏名		①住民票の写し ②業務主任者の資格を有することを証する書面の写し
【個人の場合】 ※商号の変更の場合は添付書類不要です。	氏名・住所		①住民票の写し（コピーは不可）
	営業所の名称及び所在地		①登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （※商業登記の変更を必要とする場合に限る）
	業務主任者		①住民票の写し ②業務主任者の資格を有することを証する書面の写し

(3) 廃業等の届出

●届出要件

次の理由により廃業等をするとき

届出の理由	届出をする人
登録を受けた個人が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

●届出期限

廃業等の日から30日以内

●手数料

なし

●提出書類

- ・屋外広告業廃業等届出書（第20号様式）

3 屋外広告業特例届出等の手続き

●屋外広告業の特例届出

青森県の屋外広告業の登録を受けているかたは、その旨を八戸市に届出することで、八戸市の登録を受けたものとみなし、八戸市内で営業することができる特例届出制度があります。

この特例届出に手数料はかかりません。なお、登録有効期間は青森県と同様になります。

また、青森県の登録を更新するなど届出事項に変更があった場合や、廃業した場合などは別途届出が必要になります。

(1) 特例屋外広告業の届出

●届出要件

- ・青森県の屋外広告業の登録を受けているかたで、八戸市内で屋外広告業を営む場合
- ・八戸市への特例屋外広告業届出をしているかたで、青森県の屋外広告業の更新の登録を行った場合

●有効期間

青森県の登録有効期間満了日まで

●手数料

なし

●提出書類

- ・特例屋外広告業届出書（第26号様式）
- ・青森県の屋外広告業登録通知書の写し
- ・業務主任者の資格を証する書類の写し

(2) 特例屋外広告業届出事項の変更届出

●届出要件

【法人の場合】法人の名称及び所在地、代表者の氏名、営業所の名称及び所在地、業務主任者の氏名

【個人の場合】商号及び氏名・住所、営業所の名称及び所在地、業務主任者の氏名

●手数料

なし

●提出書類

特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第27号）

●添付書類

- ・青森県の「屋外広告業の登録事項の変更について（通知）」の写し
- ・業務主任者の変更の場合：業務主任者の資格を証する書面の写し

(3) 特例屋外広告業の廃業等届出

●届出要件

八戸市内での屋外広告業を廃止するとき

●手数料

なし

●提出書類

特例屋外広告業廃業等届出書（第28号様式）

4 屋外広告業登録後の注意事項

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに次の項目を記載した標識（第23号様式）を作成し、見やすい場所に掲示してください。

- ・商号、氏名又は名称
- ・法人である場合の代表者の氏名
- ・登録番号
- ・登録年月日
- ・営業所の名称及び当該営業所の業務主任者の氏名

(2) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示・設置の契約ごとに帳簿を作成し、営業所毎に備え置きしてください。帳簿は、事業年度の末日で閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

● 帳簿の記載事項

- ・注文者の氏名及び住所（注文者が法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）
- ・広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- ・表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- ・広告物又は掲出物件の表示又は設置の年月日
- ・請負金額

※帳簿は電子データによる保存でも差し支えありません。

(3) 立入検査等

八戸市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、屋外広告物条例の施行に必要な限度において、屋外広告業の業務に関する報告を求めたり、立入検査を行うことがあります。